

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年12月15日)

〔件 名〕

- 1 スペースサイエンスワールド星取県 with オンラインの開催について
(環境立県推進課)・・・2
- 2 鳥取市内における高病原性鳥インフルエンザの確認並びに国内の発生状況と本県の対応について
(緑豊かな自然課)・・・3
- 3 ツキノワグマによる人身事故の発生について
(緑豊かな自然課)・・・5
- 4 東郷湖羽合臨海公園(浅津地区)の複合遊具等の供用開始について
(緑豊かな自然課)・・・6
- 5 鳥取県動物愛護管理推進計画(案)に係るパブリックコメントの実施について
(くらしの安心推進課)・・・7
- 6 天神川流域下水道における複合バイオマス資源の有効利用について
(水環境保全課)・・・10
- 7 日南町の小原川等の白濁について
(水環境保全課)・・・11
- 8 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(緑豊かな自然課ほか)・・・12

生活環境部

スペースサイエンスワールド星取県 with オンラインの開催について

令和2年12月15日

環境立県推進課

惑星探査機はやぶさ2が小惑星リュウグウ近傍のミッションを完遂し、12月6日、地球へのサンプルリターンに成功した。

この度「星取県」を称する鳥取県で、はやぶさ2プロジェクトマネージャー・津田雄一氏をはじめとした宇宙科学の第一人者による講演等を実施するので報告する。

なお、三密を避ける等の新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施するほか、ライブ配信も行おうこととし、感染拡大状況によってはライブ配信のみの実施とする。

1 日時 令和3年1月31日(日) 午後3時15分から午後6時まで(予定)

2 会場 とりぎん文化会館梨花ホールほか(鳥取市尚徳町101-5)

3 内容

時間	内容
午後3時15分	開会・挨拶
午後3時20分から 午後4時15分まで	■基調講演 仮題「はやぶさ2ミッション成功への軌跡」 小惑星の地下物質採取など数々の世界初の快挙を成し遂げ、地球帰還を果たしたはやぶさ2。飽くなきチャレンジ精神でミッションを成功に導いた津田プロジェクトマネージャーから、その軌跡をお話しいただく。
午後4時30分から 午後6時まで	■宇宙科学セッション 仮題「フロンティア精神が拓く未来」 はやぶさ2がリュウグウから持ち帰ったサンプルの意義、月・火星等の探査や資源活用など、世界トップレベルの科学者たちが今後の宇宙開発の夢や展望を語り合う。

4 出演予定者

氏名	役職	主なプロフィール
津田 雄一	JAXA宇宙科学研究所教授 はやぶさ2プロジェクトマネージャー	2015年、はやぶさ2プロジェクトマネージャーに就任。小惑星リュウグウの地下物質採取など、世界初となる数々の快挙の立役者となる。専門は誘導航法制御、太陽系探査、宇宙機システム。JAXAでは「M-Vロケット」の開発、はやぶさの運用、世界初の宇宙ヨット「イカロス」のサブチームリーダー等も務めた。
稲谷 芳文	JAXA宇宙科学研究所参与	JAXA入所後、副所長などを歴任し、再使用ロケット実験機の開発等をリード。「はやぶさ」カプセルの開発を主導し、小惑星イトカワからのサンプル回収を成功させた。一般大衆の宇宙旅行や太陽発電衛星の実現など、将来の宇宙利用についても積極的な提唱を行っている。
土井 隆雄	京都大学大学院総合生存学館特定教授 宇宙飛行士	1997年、スペースシャトル「コロンビア号」に搭乗し、日本人初の船外活動を行う。2008年「エンデバー号」に搭乗してロボットアームを操作し、日本初の有人宇宙施設「きぼう」日本実験棟船内保管室を国際宇宙ステーションに取り付けた。現在、京都大学特定教授として有人宇宙活動を担う高い専門性を持つ人材育成に尽力。
中村 栄三	岡山大学惑星物質研究所教授	専門は地球惑星物質化学。三朝で構築した地球惑星物質総合解析システム(CASTEM)を用い、「はやぶさ」が持ち帰った微粒子の初期分析をチームリーダーとして実施。「はやぶさ2」が持ち帰った試料の初期総合解析も担う。
平井 伸治	鳥取県知事	(調整中)

5 その他

- (1) とりぎん文化会館フリースペース等にはやぶさ2実物大模型や宇宙科学・星取県に関するパネル展示等を行う。
- (2) 会場での聴講は事前申込制とする。
- (3) 詳細は県ホームページ等で随時更新・案内する。

鳥取市内における高病原性鳥インフルエンザの確認並びに
国内の発生状況と本県の対応について

令和2年12月15日
畜産課
緑豊かな自然課

京都産業大学が独自に行っている調査で、12月7日に鳥取市気高町で採取された野鳥糞便から同月12日にH5亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、環境省が回収地点周辺10kmを野鳥重点監視区域に指定しました。この指定を受け、重点監視区域内等の野鳥の監視を強化したので報告します。

また、11月5日に香川県三豊(みとよ)市の採卵鶏農場で高病原性鳥インフルエンザが発生して以降、12月13日現在まで10県で24例が発生したのであわせて報告します。

1 高病原性鳥インフルエンザの発生状況

(1) 野鳥における検出状況

	採取地	種名	確定検査日	亜型	野鳥重点監視区域 指定状況
1例目	北海道紋別市	野鳥糞便	R2.10.30	H5N8	R2.10.30 解除(R2.11.23 24時)
2例目	鹿児島県出水市	環境試料(水)	R2.11.13	H5N8	R2.11.13
3例目	鹿児島県出水市	野鳥糞便	R2.11.17	H5N8	R2.11.17
4例目	鹿児島県出水市	環境試料(水)	R2.11.20	H5N8	指定済(R2.11.13)
5例目	新潟県阿賀野市	環境試料(水)	R2.11.25	H5N8	R2.11.25
6例目	鹿児島県出水市	環境試料(水)	R2.11.27	H5N8	指定済(R2.11.13)
7例目	新潟県阿賀野市	野鳥糞便	R2.11.30	H5N8	R2.11.25
8例目	和歌山県和歌山市	死亡野鳥(オトリ)	R2.12.9	H5N8	R2.12.3
9例目	鹿児島県出水市	環境試料(水)	R2.12.4	H5N8	指定済(R2.11.13)
10例目	岡山県矢掛町	死亡野鳥(ヤブサ)	R2.12.9	H5N8	R2.12.4
11例目	宮崎県延岡市	野鳥糞便	R2.12.9	H5N8	R2.12.9
12例目	宮崎県都農町	野鳥糞便	R2.12.9	H5N8	R2.12.9
—	香川県三豊市	死亡野鳥(ノリ)	確定検査機関で検査予定		R2.12.10
13例目	鹿児島県出水市	環境試料(水)	R2.12.11	H5N8	指定済(R2.11.13)
14例目	鹿児島県出水市	環境試料(水)	R2.12.11	H5N8	R2.12.11
15例目	鳥取県鳥取市	野鳥糞便	R2.12.12	H5N8	R2.12.12

(2) 養鶏場における発生状況

(R2.12.13現在)

発生県	鶏種	発生日	発生事例	処分羽数	防疫措置※
香川県	採卵鶏、種鶏、 肉用鶏	R2.11.5~12.2	10例 15農場	1,709,302羽	7例は措置完了 3例は作業中(殺処分は完了)
福岡県	肉用鶏	R2.11.25	1例 1農場	91,945羽	完了(11月28日)
兵庫県	採卵鶏	R2.11.25	1例 1農場	145,024羽	完了(12月3日)
宮崎県	肉用鶏	R2.12.1~12.13	6例 8農場	約329,000羽	5例は措置完了、1例は作業中
奈良県	採卵鶏	R2.12.6	1例 1農場	77,386羽	完了(12月7日)
広島県	採卵鶏	R2.12.7	1例 2農場	136,952羽	完了(12月9日)
大分県	肉用鶏	R2.12.10	1例 3農場	55,500羽	完了(12月11日)
和歌山県	採卵鶏	R2.12.10	1例 1農場	約67,000羽	作業中(殺処分は完了)
岡山県	採卵育成鶏	R2.12.11	1例 2農場	約640,000羽	作業中
滋賀県	採卵鶏	R2.12.12	1例 1農場	約11,000羽	作業中
合計			24例 35農場	約326万羽	

※防疫措置完了とは、殺処分、死体の処理、汚染物品の処分、鶏舎の消毒が全て終了した状態

2 本県の対応状況

(1) 野鳥関係

- ・ 東部については週1回だった野鳥の監視を野鳥監視重点区域（糞便採取の翌日から30日間：1/6まで）は毎日、その他の地域は隔日に強化。
- ・ 中・西部の河川、湖沼等の監視についても監視頻度を週1回から2回に上げて実施。
- ・ 野鳥の死亡及び衰弱個体を対象として、環境省のマニュアルに基づきウイルスの保有状況を調査。
- ・ 米子水鳥公園で10月に水鳥の糞便を100検体採取し環境省が検査。11/16に陰性の発表。追加調査を12/15に実施。
- ・ 12/9鳥取市気高町の日光池で環境水2検体、糞便10検体を採取し、鳥取大学で検査中。（近日中に検査結果が判明予定）
- ・ 野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施。その他愛玩鳥（家きんを除く）飼育者への情報提供を実施。

(2) 養鶏関係

- ・ 県関係機関による庁内連絡会議を計9回開催し、高病原性鳥インフルエンザへの対応を確認。養鶏場81農場に対し、立入検査（2回）、情報提供及び注意喚起を実施。全養鶏場で異常がないことを確認。
- ・ 家畜伝染病予防法第30条に基づく緊急消毒命令により県内養鶏場へ消石灰を2回配布し、消毒を徹底。
- ・ 香川県での発生により雛の導入などで影響を受ける県内の養鶏農場に対し、経営支援策（資金の無利子化）を措置し、情報提供。
- ・ 12/13の鳥取市気高町の日光池の野鳥糞便からの高病原性鳥インフルエンザの確認を受けて、確認地点から半径10km以内の農場3戸の立入検査を実施し、異常がないことを確認。その他県内養鶏場から聞き取り調査を実施し、全ての農場が異常がないことを確認した。
- ・ 県内での発生に備え、初動防疫訓練を実施予定。（本庁：12/17、18予定、地方機関は実施済み）
- ・ 中国地方5県の広域連携協定に基づく支援として、岡山県からの要請に応じて12/12にペール缶（鶏を焼却するための容器）1,000個を輸送。

3 今後の予定

- ・ 野鳥の目視確認に加え、野鳥の糞便検査についても検討するなど野鳥のモニタリング体制の強化を図っていく。
- ・ 県内養鶏農場に対し消毒の徹底、野鳥の侵入防止対策等飼養衛生管理基準遵守の指導を継続して行う。また、万一県内での発生に備え、県の初動防疫体制や関係団体との連絡体制を強化する。

ツキノワグマによる人身事故の発生について

令和2年12月15日
緑豊かな自然課

鳥取市国府町内でツキノワグマによる人身事故が発生したので報告する。

1 人身事故の概要

- (1) 発生日時 令和2年12月11日(金) 午前10時頃
- (2) 発生場所 鳥取市国府町高岡地内(田中橋付近)
- (3) 負傷者 鳥取市国府町高岡在住者(70歳代、女性)
- (4) 発生状況 自宅玄関を出たところでクマと遭遇し負傷した。
- (5) 負傷程度 左顔面の挫創及び左前腕の負傷(負傷程度は中等症)

2 事故を受けての対応状況

- ・鳥取市は、現地対策本部を立ち上げ、市、警察、猟友会と合同で現地パトロールを実施した。
- ・鳥取市は、トリピーメールで注意喚起を実施し、クマに遭遇した際の対応について改めて注意喚起を実施した。
- ・鳥取県は、県内各市町村に対し、改めて注意喚起を実施した。

3 冬眠前のクマによる事故を避けるためのポイント(不意な遭遇を避ける)

- ・人家周辺にクマの食べ物となる残飯や廃果を放置しない。
- ・人家等の周辺の柿の木や栗で、実が残っているものは撤去する。
- ・早朝や夕方は特に活発に動き回る時間帯なので、出歩くときは十分に注意する。
- ・クマを目撃した時は、気付かれないように静かにその場を立ち去る。クマが人間に気付いている場合は、ゆっくりと背中を見せず後退する。
- ・至近距離でクマと遭遇した場合は、慌てず素早くクマから離れる。

4 今年度のクマの出没状況

- ・出没件数は12月10日時点で221件(去年同期252件)で、捕獲頭数は81頭(去年同期96頭)である。
- ・堅果類(ドングリ類)が凶作となり、冬眠前まで餌を求めて人里へ出没する個体がいる恐れがあるため、当面注意が必要である。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (12/10時点)
出没件数(件)	108	107	89	332	100	495	158	217	260	221
うち殺処分(頭)	0	16	4	26	2	71	18	50	81	72
うち放獣(頭)	11	16	1	61	30	72	9	13	15	9
堅果類凶作年		凶作		凶作		凶作			凶作	凶作
人身事故件数(件)	0	0	0	0	0	4	0	0	2	2

※鳥取県第一種特定鳥獣(ツキノワグマ)保護管理計画で定める「ゾーニング管理」について

住民の安全・安心をしっかりと確保しつつ、クマ個体群の安定的維持と共存を図るため、平成29年度からゾーニング(棲み分け)による個体管理を導入した。

区分	定義	対応方針	R1	R2(12/10時点)
人の生活ゾーン	市街地・集落・農耕地の境界から概ね200mの区域	人身被害、精神的被害、農林業被害があれば有害殺処分	捕獲83頭 →殺処分81頭 放獣 2頭	捕獲73頭 →殺処分72頭 放獣 1頭
クマの生息ゾーン	人の生活ゾーン以外の区域	原則放獣	捕獲13頭 →全て放獣	捕獲8頭 →全て放獣

※人ゾーンでの放獣事例は、過去に出没がない地域で不安がない等、住民の声を聞き市町が判断したもの。

東郷湖羽合臨海公園(浅津地区)の複合遊具等の供用開始について

令和2年12月15日

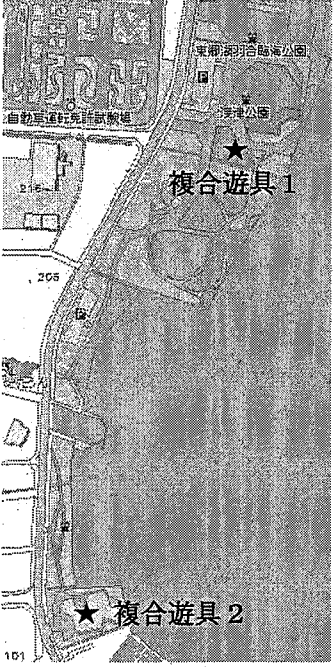

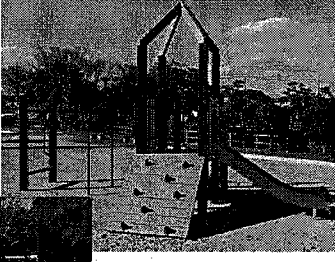
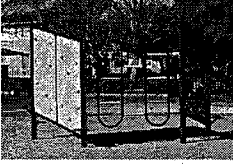
緑豊かな自然課

老朽化に伴い使用禁止にしていた東郷湖羽合臨海公園(浅津地区)の複合遊具等をこの度更新したので報告する。

1 供用開始日

令和2年12月25日(予定)

2 整備内容等

更新場所	更新後の遊具
<p>東郷湖羽合臨海公園 (浅津地区)</p> 	<p>■複合遊具1 【遊具の種類】 滑り台(金属製)、 2連ブランコなど ※カタログ品</p> <p>【大きさ(占有面積)】 73.4 m² (9.42m×7.79m)</p>  <p>■複合遊具2 【遊具の種類】 滑り台(金属製) など ※カタログ品</p> <p>【大きさ(占有面積)】 33.7 m²</p>  

3 事業費(実績見込額)

43,930千円 ※財源に社会資本整備総合交付金を充当(国1/2)

4 施工者

株式会社チュウブ

5 その他

- ・昭和54年設置の複合遊具の支柱等の経年劣化が進み、平成30年2月から全面使用禁止としていた。
- ・遊具の更新については、県のホームページや湯梨浜町の広報誌(令和3年1月号)で周知する。

鳥取県動物愛護管理推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

令和2年12月15日
くらしの安心推進課

動物の愛護及び管理に関する法律及び環境大臣が定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針が改正されたこと並びに本県の動物を取り巻く状況の変化を踏まえ、「鳥取県動物愛護管理推進計画（平成20年策定、平成26年改定）」の見直しを行うこととし、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施しているため報告する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 令和2年12月14日（月）から令和3年1月4日（月）まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所意見箱等

2 推進計画（案）の概要

計画期間	令和3年度から令和12年度までの10年間
計画の基本方針	「動物愛護の推進」、「動物の適正飼養の推進」、「県民と動物の安全確保」、「連携と協働による推進体制の整備」を4つの基本方針とし、人と動物の調和のとれた共生社会を目指し、致死処分ゼロを究極の目標とする施策を展開する。
目標	究極の目標である致死処分ゼロに向けて、収容・引取り数の削減などの具体的な数値目標を設定し、目標達成に向け各施策を推進する。
施策	11の具体的な施策を実施 基本方針1「動物愛護の推進」 1 動物愛護精神の普及啓発 2 動物の収容・引取り数削減への取組 3 動物の返還・譲渡促進の取組 4 周辺的生活環境の保全 基本方針2「動物の適正飼養の推進」 5 動物の適正飼養の指導・啓発 6 動物取扱業者の監視指導 7 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進 基本方針3「県民と動物の安全確保」 8 人と動物の共通感染症対策 9 災害対策 基本方針4「連携と協働による推進体制の整備」 10 関係機関等との連携・協働 11 計画の推進

※具体的な目標値や施策の内容については、次頁の「鳥取県動物愛護管理推進計画（案）の概要」を参照

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年12月	パブリックコメント実施
〃	第2回動物愛護推進協議会（書面会議）
令和3年 1月中旬	電子アンケート実施
1月下旬	常任委員会報告（パブリックコメント結果報告）
2月	第3回動物愛護推進協議会（最終案協議）
3月	第3次鳥取県動物愛護管理推進計画の改定・公表

鳥取県動物愛護管理推進計画（案）の概要

鳥取県動物愛護管理推進計画（以下、「計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本県における動物の愛護及び管理の推進に向けて、県・市町村・関係機関・県民が共通意識をもって相互に連携していくために、平成20年5月に策定しました。また、平成26年3月に計画の見直しを行い、この計画に沿って動物愛護管理行政を進めてきました。

計画の中で、概ね5年後に計画の見直しを行うこととしており、令和元年6月に動物愛護管理法及び令和2年4月に環境大臣が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が改正されたこと並びに本県の動物を取り巻く状況の変化を踏まえて、計画の見直しを行います。

1 計画の期間

本計画の適用期間は、令和3年度から令和12年度の10年間

2 計画の基本方針

本計画では、「動物愛護の推進」、「動物の適正飼養の推進」、「県民と動物の安全確保」及び「連携と協働による推進体制の整備」を4つの柱とし、人と動物との調和のとれた共生社会を目指し、致死処分ゼロを究極の目標とする施策を展開していきます。

基本方針1 動物愛護の推進

動物愛護に関する県民の理解は未だ十分とはいえない状況にあり、動物愛護推進のため、行政機関と動物愛護に取り組んでいる関係団体等が連携して、動物愛護精神の啓発や飼養できなくなった動物の新しい飼い主を探すための体制強化による譲渡促進などの施策を展開していきます。

基本方針2 動物の適正飼養の推進

動物の適正飼養推進のため、飼い主に対する適正飼養や終生飼養の指導・啓発、動物取扱業者への適正飼養の指導などを関係団体と連携して展開し、全ての動物が遺棄や虐待されることなく適正に終生飼養され、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのない社会を目指します。

基本方針3 県民と動物の安全確保

人と動物の安全を脅かす共通感染症や災害の発生時に、県民、飼い主及び動物の安全を確保するため、平時から県民への普及啓発に努めるとともに、発生時に適切に対応するための関係機関等との連携体制を整備します。

基本方針4 連携と協働による推進体制の整備

動物の愛護と管理をめぐる課題に、地域の実情も踏まえて効果的に取り組むため、相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画・協働による推進体制を整備します。

3 計画を推進する各主体（関係者）の役割

動物愛護管理に関する施策を行っていくためには、県・市町村、動物取扱業者、獣医師、ボランティア、関連団体、教育機関等の連携・ネットワークを円滑に行っていく必要があります。

県	市町村	動物取扱業者	ボランティア・関係団体等	県民
<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護精神の普及啓発 動物適正飼養の指導と普及啓発 県民からの苦情・相談対応 災害時対策 人と動物の共通感染症対策 	<ul style="list-style-type: none"> 犬の登録・狂犬病予防注射の事務 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守 動物の適正飼養 動物適正飼養の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 動物適正飼養に関する助言 地域・学校等における動物愛護活動 行政との連携による動物愛護施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護への理解 動物愛護施策への参加
<ul style="list-style-type: none"> 動物の収容・管理・譲渡 動物取扱業者登録・監視指導 特定動物飼養保管許可・監視指導 				<p>飼い主【責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 終生飼養 繁殖制限措置の実施 逸走の防止

4 施策と目標

(1) 施策

(目指す姿) 人と動物の調和のとれた共生社会の実現

基本方針1 動物愛護の推進	基本方針2 動物愛護の適正飼養の推進
施策1 動物愛護精神の普及啓発 ・動物愛護週間イベント開催 ・学校等における啓発活動 施策2 動物の収容・引取り数削減への取組み ・終生飼養、繁殖制限措置等の周知・指導 施策3 動物の返還・譲渡促進の取組み ・動物愛護団体等と連携した譲渡促進 ・所有者明示の推進 施策4 周辺的生活環境の保全 ・飼い主のいない猫対策の推進 ・多頭飼育対策	施策5 動物の適正飼養の指導・啓発 ・動物適正飼養講習会の開催 ・特定動物飼養者への立入指導 ・遺棄・虐待防止の指導・啓発 施策6 動物取扱業者の監視指導 ・動物取扱業者への立入指導 施策7 実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進 ・取扱い・飼育施設への周知
基本方針3 県民と動物の安全確保	基本方針4 連携と協働による推進体制の整備
施策8 人と動物の共通感染症対策 ・狂犬病予防注射等の推進 ・人と動物の共通感染症に関する普及啓発 施策9 災害対策 ・飼い主への普及啓発 ・ペット同行避難対策の強化 ・災害時における動物救護体制の整備	施策10 関係機関等との連携・協働 ・関係機関、関係団体等との連携・協働 (獣医師会、動物臨床医学研究所、ボランティア、動物愛護推進員など) 施策11 計画の推進 ・計画の周知、推進、進行管理

(2) 目標

「計画の基本方針」で掲げている究極の目標である“致死処分ゼロ”に向けて、9つの指標について数値目標を定め、各種施策を推進していきます。

指標	区分	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
動物愛護及び動物の適正飼養に関する講習会の開催回数		年10回以上	
特定動物飼養者及び動物取扱業者への立入検査		年1回以上	
収容・引取り数	犬 (R1: 154頭)	100頭以下	
	猫 (R1: 420頭)	300頭以下	200頭以下
返還・譲渡率	犬 (R1: 101%)	90%以上を維持	
	猫 (R1: 58%)	65%以上	70%以上
致死処分数	犬 (R1: 6頭)	最終目標ゼロ	
	猫 (R1: 160頭)		
狂犬病予防注射接種率【新規】	犬 (R1: 75%)	80%	90%以上
支援事業を活用した不妊去勢手術実施頭数【新規】	飼い主のいない猫 (R1: 496頭)	800頭以上	1,200頭以上
地域猫活動の支援事業を実施する市町村数【新規】	飼い主のいない猫 (R1: 1市町村)	10市町村	全市町村
動物愛護推進員の委嘱人数【新規】		20人	40人

天神川流域下水道における複合バイオマス資源の有効利用について

令和2年12月15日
水環境保全課

天神川流域下水道で発生する下水汚泥を中心とした複合バイオマス資源の利活用検討の予備調査として、民間発案による提案募集を開始したので、その概要を報告する。

1 これまでの経緯

鳥取県複合バイオマス資源利活用検討会を設置し、天神浄化センター関連設備等の現地見学及び意見交換を実施の上、募集要項の検討を行った。

[第1回] 令和2年10月27日(火) [第2回] 令和2年12月1日(火)

(1) 鳥取県複合バイオマス資源利活用検討会委員

- ・高部 祐剛 氏 (鳥取大学工学部社会システム土木系学科 准教授)
- ・戸苅 丈仁 氏 (鳥取環境大学環境学部環境学科 准教授)
- ・柳 年哉 氏 (鳥取環境大学経営学部経営学科 教授、公認会計士)
- ・中江美代子 氏 (公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 主幹)
- ・中西 朱実 氏 (鳥取県生活環境部くらしの安心局 局長)

※ オブザーバーとして、天神川流域下水道の構成4市町に検討に参加していただいた。

(2) 募集要項案に関する主な意見

- ・事業期間(20年)終了後の事業継続や施設等の取扱い(更地返還、県へ無償譲渡、県の買取り等)を含めた提案とする方がよい。
- ・収支試算根拠(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー)を事業期間分の提出とする方がよい。
- ・事業者は、天神浄化センターの汚泥処理費を収入金として処理受託した後、その汚泥の有効利用を図る提案も可能にすると実現の可能性は高まる。(当初、汚泥は無償提供としていた。)

2 募集要項の概要

(1) 目的

天神川流域下水道事業の持続可能性の向上を目的として、下水汚泥を中心とした地域バイオマス資源の有効活用方策(ガス発電、肥料化、燃料化等)、活用資源の範囲(下水汚泥、し尿・浄化槽等汚泥、生ごみ、家畜糞尿等)、事業スキーム(民設民営、PFI等)等について、民間事業者発案による提案を募集する。

(2) 検討の主な条件

ア 対象施設の範囲

バイオマス資源受入・前処理施設、汚泥消化施設、バイオガス有効利用施設(ガス発電、燃料化等)、汚泥有効利用施設(固形燃料化、たい肥化等)

イ 事業期間

[設計・建設] 3年以内 [維持管理・運営期間] 20年間

ウ 事業手法

民設民営を基本とし、PFI方式等の提案も可能とする。

<条件>

- ・県・市町の新たな投資がない、或いはきわめて低廉であること。(現行の汚泥外部処理委託費(15,500円/t)の削減が可能であること。)
- ・天神浄化センター下水汚泥以外のバイオマス資源の利活用は必須としないこと。

エ 汚泥処理の技術

提案と同様の処理実績を有するか、もしくは公的機関(国土交通省国土技術政策総合研究所、地方共同法人日本下水道事業団、公益財団法人日本下水道新技術機構)の技術審査証明を取得した技術であること。

オ 最終生成物の有効利用

最終生成物は全量有効利用すること。

(3) 提案の審査

鳥取県複合バイオマス資源利活用検討会において実現性、経済性、安定性、環境性の観点から審査し、最優秀提案等を選定する。

(4) スケジュール

- 令和3年1月13日(水): 現地見学会
- 令和3年2月22日(月): 提案書類の提出期限
- 令和3年3月9日(火): プレゼンテーションの実施
- 令和3年3月下旬: 審査結果の公表

※ 実現可能性が認められる場合、令和3年度以降に導入可能性調査に着手する予定である。

日南町の小原川等の白濁について

令和2年12月15日
水環境保全課

日南町福万来地内を流れる銭神山川及び小原川が白濁等する事案が発生したので、概要を報告する。

1 水質事故の概要（根拠法：水質汚濁防止法）

令和2年11月13日に発生した豚舎の給水器具の鉄パイプ破損により、有機汚泥を含んだ水が雨水用水路から事業場下手を流れる銭神山川を経由して小原川に流出した。（最大約1m³（1000L））

（事業場の概要）

区 分	内 容
事業場名	セントラルファーム株式会社鳥取農場
施設所在地	日野郡日南町佐木谷砂ヶ浜 1075-1
法上の施設種別等	豚房施設（特定事業場）※
日排水量	通常 128m ³ /日、最大 249m ³ /日（排水量 50m ³ /日以上は排水基準を適用）

※特定事業者（紙加工製造業、食品製造業、畜産農業等）は、排水水の水質測定を年1回以上実施することになっている。（県は3年に1回程度、立入調査している。（R1県全体の特定事業場（50m³以上/日）：309施設））

2 対応状況

- ・11月13日 小原川で激しい濁りや泡が発生し、住民が日南町へ連絡した。
- ・11月13日 日南町職員が現地確認し、事業者は鉄パイプの破損箇所を修繕した。
- ・11月17日 町が県日野振興センターに本件に関する事故状況の報告を行った。
- ・11月18日 日野振興センター、生活環境局、町、分析業者で調整を行い、26日に合同立入を決めた。
- ・11月25日 日野振興センターから西部生活環境局に銭神山川と小原川におけるその後の泡立ちに関する通報があった。
- ・11月26日 西部総合事務所は銭神山川の汚濁及び泡立ち・白濁について、事業者に原因等を現地で聞取調査し水質汚濁防止法に基づく事故状況報告の提出を指示した。
併せて、小原川（銭神山川から流入）の泡立ち・白濁は、養豚場の浄化過程で使用する薬品等も原因と考えられるため、事業者から薬品メーカーへ安全性や根拠について確認するよう指示した。（12/14現在、回答はない。）
- ・12月2日 事業者は西部総合事務所に事故報告書を提出した。
- ・12月22日 事業者は下流域の住民と意見交換会を開催予定。
（日南町、西部総合事務所が同席予定）

3 排水基準（畜産業に係る値）

11月26日に水質検査をしたところ、水質汚濁防止法及び町と事業者との協約書の排水基準値内の結果であった。

項 目	水質汚濁防止法	協約書 （町と事業者）	県測定速報値 （R2.11.26採水）
pH	5.8～8.6	同左	6.7
BOD (mg/l)	日最大 160(日間平均 120)	同左	10
SS (mg/l)	日最大 200(日間平均 150)	同左	21
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	500(R4.6まで)	—	4.2
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³	同左	—
窒素含有量 (mg/l) ※	120(日間平均 60)	日間平均 20～30	12
りん含有量 (mg/l) ※	16(日間平均 8)	日間平均 4	0.4未満
COD (mg/l) ※	160(日間平均 120)	同左	13
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	30(動植物油脂類) 5(鉱油類)	5	—

※当事業場においては、窒素含有量、りん含有量、CODの水質汚濁防止法の適用は受けないが、協約書により町・水利関係者・事業者が独自に定めている（県は立会人）。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和2年12月15日
生活環境部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
緑豊かな自然課 (西部総合事務所 米子県土整備局)	大山駐車場地中熱融雪設備設置工事 (1工区)	西伯郡 大山町 大山	株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	(当初契約額) 155,320,000円	令和2年3月6日 ～令和2年11月30日	(当初契約年月日) 令和2年3月5日	*第2駐車場前坂路の部分 供用を図るため、循環ポン プ制御盤を新規計上したこ とによる工事費の増。
				(第1回変更契約額) 164,524,800円 (変更額) 9,204,800円	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和2年9月10日	
				(第2回変更契約額) 190,493,600円 (変更額) 25,968,800円	令和2年3月6日 ～令和3年1月25日	(第2回変更契約年月日) 令和2年11月27日	*雪シーズン前に緊急の安 全対策として、大山駐車場 拡張工事の予定地と隣接す る町道との間に生じた高低 差を解消するための盛土工 事を実施することによる工 事費の増。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和2年12月15日
生活環境部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
【変更分】 くらしの安心局 水環境保全課 (中部総合事務所 県土整備局)	天神川流域下水道事業幹線管渠 更生工事(その8)	倉吉市 清谷外	天神川流域下水道事業 幹線管渠更生工事(その 8)高野組・伊藤建設特定 建設工事共同企業体 代表者 株式会社高野組 代表取締役 高力 久美	(当初契約額) 163,460,000円	令和2年4月20日 ～令和3年1月15日	(当初契約年月日) 令和2年3月18日	
				(第1回変更後契約額) 169,181,100円 (変更額) 5,721,100円	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和2年11月25日	・工事の際に管路内の洗淨 を行ったところ、堆積した汚 泥を撤去する必要が生じた ため、汚泥処分費を追加し たことによる工事費の増。 ・交通誘導員の配置につい て、警察と協議した結果、配 置人員が増となったことよ る工事費の増等。
くらしの安心局 水環境保全課 (中部総合事務所 県土整備局)	天神川流域下水道事業幹線管渠 更生工事(その9)	倉吉市 鴨川町外	株式会社クラエー 代表取締役 西村 博文	(当初契約額) 165,770,000円	令和2年5月1日 ～令和3年1月26日	(当初契約年月日) 令和2年3月16日	
				(第1回変更後契約額) 172,267,700円 (変更額) 6,497,700円	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和2年11月30日	・工事の際に管路内の洗淨 を行ったところ、堆積した汚 泥を撤去する必要が生じた ため、汚泥処分費を追加し たことによる工事費の増。 ・交通誘導員の配置につい て、警察と協議した結果、配 置人員が増となったことよ る工事費の増等。